



## 明確に手きびしく

### 安倍自公政権に国民の審判

改憲はじめ、消えた年金、庶民大増税など安倍自公政権の悪政の暴走に国民の怒りは頂点に達し、参院選は与党大敗の結果となりました。国民が政治を動かしたのです。

八月は、戦争と平和にとって特別の月。同盟伝統の八月十五日宣伝行動を成功させましょう。



No.398

編集発行人 中西三洋

**治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟**

〒113-0034 東京都

文京区湯島2-4-4

平和労働センター・全労連会館

電話 03(5842)6461

FAX 03(5842)6462

http://www17.plala.or.jp/chian

定価 50円

## 主な記事

- 第33回全国大会運動方針案……………2
- 会員拡大、各地の取り組み……………8
- 顕彰碑 / 高橋とみ子・宮城県……………9
- 追想 / 同盟と宮本顕治さん……………9
- 抵抗の群像 / 桜井十一の生涯・岐阜県……………10
- 同盟歌壇 / 碓田のぼる選……………11
- 『治安維持法と現代』読後感想……………11

〈アピール〉

### 第33回全国大会を会員拡大で成功させよう

第33回全国大会が目前に迫っています。

今日、「靖国」派を軸に自公政権は、改憲をなしとげて日本を「戦争する国」に仕立てあげてきています。その周辺では、教育改革の名のもとで人づくりへ歩みを強めてきています。その周辺では、日本会議（「靖国」派）を中心に侵略戦争を正当化し、植民地支配を肯定的に描き出すことを執拗に振りまくなど、「戦争する国」の素地を固める策動が続いています。

「ふたたび戦争と暗黒政治を許さぬ」を掲げる同盟の活動は、今日の情勢のもとで、まさに今、彼らの策動と真つ向から向かいあっています。

同盟の会員を拡大し活動を強化することこそ、「靖国」派の策動とたたかい、先覚者たちのたたかいを受け継ぎ発展させる中心的な課題です。

第33回全国大会の成功のために、各都道府県の拡大目標を達成して迎えるようではありませんか。

一六〇〇〇名会員の同盟建設を早期にやり遂げましょう。

二〇〇七年七月二十七日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央常任理事会

# 第33回全国大会活動報告と運動方針 (案)

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部  
二〇〇七年九月十二日〜十三日 東京・全労連会館

## 一、当面の重大な情勢と

### 同盟第33回全国大会の任務

来年三月には、治安維持法創設四〇周年を迎えます。わが同盟にとって、歴史的意義をもつ節目の年であります。

同盟第33回全国大会は次の任務を持って開かれます。

①憲法改悪など「戦争する国」を阻止するため同盟の運動が果たすべき役割を明確にすること。

②前大会後二年間の活動から教訓をくみだし、運動と組織の新たな前進をめざす方針を打ち出すこと。

③次期大会までの活動方針を具体化し、それを推進する中央本部役員を選出することあります。

(1) 「憲法九条」改悪とのたたかいでは、アメリカの改憲圧力と、財界を代表する経団連の改憲旗ぶりの下で、安倍首相は、自分の任期中に憲法改定を行うことを公言し、教育基本法改悪や改憲手続法を次々に強行採決してきました。しかも、過去の侵略戦争を正当化し、戦前・戦中の日本こそ「美しい国」だったとして、その実現をめざす勢力「靖国派」が、改憲勢力の中心に座り続けています。しかし、彼らが衆議院の圧倒的多数を占めているとはいえ、安倍内閣の支持率低下にもみられるように、国民の世論と国会内の力関係は、明らかに大きな差があります。国民投票での過半数を獲得出来なければ憲法を改定することは出来ません。

いま、わが同盟と日本の民主勢力にとってのもっとも重要なことは、憲法改悪反対の一点で、思想、信条、政治的立場の違いをこえて共同をひろげ、国民多数派を結集する運動を前進させることです。最近の世論調査でも、九条改憲反対の声が年々増え、とくに環境権やプライバシーの保護を憲法に加えるべきだという人々を含めて「安倍内閣のもとでの改憲には反対」という声が多数をしめていることは重要です。ここには全国で十人をこえ広がっている「九条の会」をはじめ全国での草の根からの歴史的な運動の力が反映しています。改憲派がどんな仕掛けをつくらうと、国民の多数が「ノー」といえば憲法改定はできません。憲法改悪に反対するゆるぎない国民的多数派をつくるために、同盟活動四〇年のもてる力を発揮し全力をあげてたたかおうではありませんか。

わが同盟は、そのために次の諸点を強く訴えて闘いぬく決意です。

①憲法改定の目的が、日本をアメリカ言いなりに「海外で戦争する国」づくりにあること。

②この「戦争」とは、イラク戦争に見られるようにアメリカの侵略戦争への参戦であること。

③憲法九条改悪は、靖国参拝、「つくる会」の歴史教科書、日の丸・君が代強制など、皇国史観と侵略戦争美化、植民地支配肯定という歴史の事実をねじ曲げる歴史認識と一体であること。

④「海外での戦争をする国」のためには、ヒラマキ弾圧、国民を監視する自衛隊の情報保全隊など、戦争に国民を動員する国内体制づくりが強められ、憲法の平和と人権、民主主義の諸条項の侵害、

教育基本法改悪、共謀罪創設など、戦争する人つくりと国民に対する弾圧のくわだてがすすんでいることです。

わが同盟は、国民の過半数を結集する運動を推進するために、全国各地の「九条の会」とともに、憲法改悪反対の一点で広く国民的共同をつくりあげるために奮闘します。

この闘争は、二一世紀の日本の進路を左右するたたかいであり、世界とアジアの情勢にもかかわる歴史的な闘争であります。

戦前、戦中、治安維持法と特高警察の残虐な弾圧のもとで、侵略戦争と暗黒政治に反対してたたかった治安維持法犠牲者たちは、戦後の憲法に恒久平和と民主主義、人権尊重と生活擁護の諸原則を刻み込むうえで、大きな歴史的役割を果たした先覚者です。

この伝統を正しく受けつぎ、全同盟員が憲法改悪を許さぬ闘争に積極的に参加し歴史的使命を果たそうではありませんか。

(2) 現在、イラク占領を続けているアメリカ力は、その侵略的な世界戦略のもとで、米軍再編をすすめる、特に「日米軍事同盟」の地球規模での侵略的強化に力を入れています。その特徴は、

①日米軍事同盟をイラク戦争に続く先制攻撃の戦争に、世界のどこへでも参戦してゆく態勢をつくる。

②在日米軍と自衛隊の基地の共同使用の拡大、合同作戦の展開など米軍に自衛隊が従属する一体化をすすめる。

③米軍座間基地へのワシントン米陸軍第一軍団司令部の移設、横須賀への米原子力空母の配備など、在日米軍基地の司令部機能と機動性を強化して、在日米軍基地を恒久化しようとするものです。

しかし、今日では東南アジア友好協力条約の締結、EU憲法の策定、南米共同体の結成。また、イラク侵略・占領に加担した有志連合三カ国の過半数が撤退する状況にあります。

わが同盟は、憲法改悪反対と結合し、米軍と自衛隊のイラクからの撤退を要求してたたかうとともに、日米安保条約破棄、米軍基地撤去のために奮闘します。

(3) また小泉政権から安倍政権が引き継いだ大銀行・大企業を

擁護する構造改革路線は、国民の貧困と格差を増大させ、これに加えて定率減税廃止、年金課税の強化、介護保険料、国民健康保険料の値上げで「七兆円の負担増」、さらに消費税率引き上げ、庶民大増税路線による苛酷きわまりない生活破壊がもたらされようとしています。

私たちは戦前、世界大恐慌の犠牲を庶民にかぶせ、侵略戦争に突入した歴史を知っています。また、戦争する国つくりと裏腹の国民生活破壊と対決して闘います。

(4) 戦前・戦中最大規模の言論弾圧事件と言われた「横浜事件」の第三次再審請求に対し、今年一月の東京高裁は「無罪要求」を斥け「免訴」としました。第一次請求(八六年)以来、現在四次再審裁判の上告審が横浜地裁でたたかわれています。「横浜事件」は、特高警察の残虐きわまる拷問の結果、獄死者四名、釈放後死者一名、多数の重傷者を生みだし、三千数名が治安維持法違反として有罪とされました。

同盟は、きたるべき上告審の再審で無罪をかちとるために全面的支援をすることともに、治安維持法体制下の暗黒政治を糾弾し、侵略戦争の責任を追及して闘います。そして、「横浜事件」の犠牲者を含む治安維持法犠牲者の「国家賠償法」立法化の運動をさらに力強く発展させます。

(5) 戦後六二年、侵略戦争と暗黒政治下の戦争犯罪と人道に反する行為は、国の内外からきびしく追及されてきました。

中国人、朝鮮人などの強制連行・強制労働問題、従軍慰安婦問題、七三一部隊による生体実験、毒ガス遺棄被害事件、南京大虐殺、平頂山虐殺、ソ連抑留者問題、中国残留孤児問題、空襲被害など、六〇件におよぶ訴訟や国家賠償要求運動が進展しています。

わが同盟は、これらの戦後補償要求を共に連帯してたたかうとともに、戦後生まれの世代が圧倒的多数となっている状況のなかで、正しい歴史認識を若い人々に普及定着させる活動に力を入れます。

(6) わが同盟は、二一世紀の日本の進路を左右するこれらの歴

史的闘争に取り組みながら、これと固く結合して

① 治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を実現する闘争。

② 治安維持法犠牲者、先覚者を顕彰する活動。

③ 治安維持法・国賠同盟の組織を拡大強化する活動。

この独自活動に力強く取り組み、これらの活動を広範な国民の中にひろめてゆくことが必要です。

国連総会は二〇〇四年、二〇〇五年五月八〜九日を第二次大戦終結「記憶と和解の日」とし、毎年この日を記念しようとする満場一致で宣言しています。

これに比べて日本では、侵略戦争に反対し、主権在民をかかげ生命をかけてたたかった治安維持法犠牲者の業績は、未だ一部先進的国民の中の記憶と認識にとどまっています。

世界に名だたる悪法といわれた治安維持法と特高警察の弾圧下で、逮捕された人は数十万人、小林多喜二のように虐殺された人は八〇人、拷問・虐待・病气などによる獄死者一六一七人、逮捕後送検された人七万五六八一人、投獄など実刑を受けた人五二六二人にも関わっています。

この歴史的事実と犠牲者、先覚者たちの不屈のたたかいを広く国民の中に語りつづることが改めて重要になっていきます。

日本会議、日本会議国会議員連やその周辺団体、侵略戦争美化、植民地支配の肯定という歴史的事実をねじ曲げる歴史認識を振りまいています。これは治安維持法による弾圧をも正当化しようとするものです。

同盟は、「再び戦争と暗黒政治をゆるすな」のための正しい歴史認識を広範な国民のものとするために奮闘するものです。

来年の三・一五弾圧八〇周年、同盟創立四〇周年の前年にあたる本大会において、治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を実現するため全力をあげて奮闘する決意を表明します。

## 二、前大会以後の同盟活動と

### 第33回全国大会の運動方針

#### 1、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を要求する活動

##### (1) 治安維持法犠牲者の調査・発掘をし名簿の作成へ

わが同盟は国に対し、治安維持法犠牲者の実態を調査し、その内容を公開することを国に求めてきました。しかし、国による調査・発表はいまだ進められておらず、私的な調査、研究、発掘が自主的に発表されるにとどまっています。

同盟は、今日まで各地で調査・発掘されてきた治安維持法の犠牲者の名簿をいっそう充実させ、全国の名簿の作成に取り組みます。

##### (2) 国会請願五〇万署名の達成へ

「治安維持法犠牲者国家賠償法」の立法化は、国会請願署名、地方議会意見書採択、国会の紹介議員の数に示される圧倒的な国民世論の結果が不可欠です。

わが同盟は一九七四年以来、三十三回におよぶ国会請願を行い、今年までに累計六五〇万を超す署名を集め奮闘してきました。

この署名運動は、同盟の活動の質的強化にも大きな役割を果たしてきました。また、戦後補償問題でたたかっている団体や人々への連帯、激励の力にもなってきました。さらに、憲法九条を守る運動で国民の過半数を獲得するためにも、同盟が掲げてきた「再び戦争と暗黒政治を許さない」ための署名運動は国民的世論づくりの推進力にもなっています。これは全会員の誇るべき成果です。

同盟創立四〇周年を迎えるいま、その伝統と活動の教訓、実績を生かし、全都道府県本部が積極的な自主目標を掲げ、五〇万署名達成をめざして奮闘しましょう。

① 有権者の過半数をめざす憲法改悪反対運動と結合して、国賠署名を推進します。〃右手に憲法署名を〃左手に国賠署名を〃を。

②同盟員の学習活動を重視し、「署名推進リーフ」を積極的に活用し、顕彰活動とも結合して署名活動に自発的に取り組みましょう。

③労組、民主団体、寺院、キリスト教会、自治会、サークルなど、よの幅広い団体に、繰り返し協力を訴えましょう。

④県本部、支部は毎月、署名活動を点検し、先進的経験を普及するなど目標達成に向けて計画的、組織的な取り組みを強めましょう。

### (3) 国会請願の活動

今年国会請願行動には全国から昨年を上回る二四四人が参加し、三七三(五一・九%)の人の衆参両院議員を訪問し、一〇九名が紹介議員を受けてくれました。翌日、三役・治安維持法犠牲者が長瀬法務大臣と面会しました。しかし全議員の訪問、事前の準備や働きかけ、訪問後の対策などについて、今後の改善が必要です。

### (4) 地方議会への陳情・請願活動

「治安維持法犠牲者への謝罪と賠償」を求める意見書は、今日までに四〇都道府県の三五〇市区町村議会で採択または趣旨採択をそれぞれしてきました。しかし、栃木、群馬、岩手、静岡、広島、愛媛の七府県で未採択、一六府県では一、二の議会で採択にとどまっています。また、市町村の新たな合併によって再確認が必要な議会も生まれています。

「治安維持法犠牲者への謝罪と賠償」を求める意見書を政府に提出することは、地元住民と地方議会の意思表明であり、国政にも重要な影響を与え、要求実現に結びつくものです。

秋田の教訓に学び、未採択議会の議長、担当委員会責任者との話し合い、委員会での意見陳述などあらゆる可能性を追求しつつ、ねばり強く、計画的に陳情・請願活動にとりくみましょう。

### (5) 国際活動

①一九九七年から九年間にわたり国連人権促進保護小委員会でのNGO代表発言や国連内ブリーフィング、ジャパンデーなどで、戦前・戦中の治安維持法下の人権侵害の実態とともに、反戦、平和、憲法九条擁護を世界に訴えてきました。

二〇〇六年に新しく国連人権理事会が発足、二〇〇七年五月には拷問等禁止条約の「日本政府報告書に対するカウンタレポート」を国際人権活動日本委員会のとりのまとめで作成しました。

②二〇〇六年十月「韓国平和・連帯の旅」を行い四〇人を超える参加で「韓国挺身隊問題対策協議会」「国家保安法廃止市民の集い」などと交流しました。

今年十月に「中国平和・連帯の旅」を計画し、山西大学学生や「中国国際交流協会」と交流する予定です。

③二〇〇八年五月に行なわれる「九条世界会議」の実行委員会に参加し、その成功のために積極的に取り組みます。

また、同年行われる自由権規約の「日本政府報告書に対するカウンタレポート」(政府報告批判)作成に参加し、審査時には友好団体とともに国連要請行動に参加します。

(6) 「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」の批准と承認を求める運動

戦後補償要求でたたかっている諸団体と連帯し批准運動を推進します。

## 2、治安維持法犠牲者を顕彰する活動

(1) 「時代を撃て・多喜二」映画の上映は、全国二〇〇カ所を超え五万人以上に広がり、この映画を見て同盟への入会や署名活動への参加が全国各地で数多く生まれています。昨年九月に作成した「DVD」「ビデオ」も全国的に普及しましょう。

また映画「日本国憲法」(ユンカーマン監督)、「日本の青空」(大澤豊監督)、「山田洋次監督の「母べえ」」などのすぐれた映画の上映、普及活動を成功させます。

(2) 犠牲者の顕彰・記念集会の成功を  
毎年、全国で行われている3・15、4・16大弾圧記念集会、多喜

二祭、山官祭、野呂栄太郎碑前祭、西田信春、市川正一、飯島喜美、伊藤千代子、相沢良、古川苞その他有名無名の郷土出身の犠牲者の顕彰活動を大いにすすめる記念集会、支部主催の墓参会や偲ぶつどいなどを成功させ、若い世代に語りつぎます。また、全国各地への歴史探訪、碑めぐりツアーなどをすすめます。

### (3) 治安維持法犠牲者名簿の作成、伝記、書籍などの普及

治安維持法犠牲者の名簿作成のための調査発掘の体制を整備し、書籍・パンフレットなどをつくり普及します。

### (4) 同盟内外での学習会の強化

地方本部、支部で開催されている『治安維持法と現代』『全国女性交流集会報告集』などをテキストにした学習会を成功させ、治安維持法問題シンポジウム、憲法学習会などを開催します。

### (5) 同盟の機関紙「不屈」や『治安維持法と現代』

両紙誌の編集内容の充実にとさらに努力し、普及します。

## 3、一万六千人をめざす会員拡大運動

第32回大会は、一万六千人をめざす同盟会員拡大の早期達成を全国に呼びかけました。

①大会後一五〇〇人を超える新しい会員を迎えましたが、死亡、脱会者は差引き純増で三三〇人増(七月一日現在)となりました。会員拡大で増勢を勝ちとっているのは二府県で大阪(二二八人)、青森(九六人)、鳥取(八一)、愛知(五一)、岐阜(五〇)、和歌山(三八)、島根・高知(三五)、長野(三三)で三〇人以上を増やしています。また女性部の奮闘により青森で二三名、鳥取で一七名の女性会員を拡大しています。

これらの組織では、いずれも会議を毎週、毎月、定期に開催し、署名に協力してくれた人々、「時代を撃て・多喜二」の上映運動、顕彰活動、学習活動に参加した人々、同盟活動でつながりのあった人々に、大胆に訴えて新会員を増やしています。

②七月二十七日の中央常任理事会では、参議院選挙後、九月十二日の全国大会まで、同盟にとって焦眉の急である「会員拡大」に総力をあげることを決定しました。とくに「会員拡大」にあたっては若ものの参加を重視してとりくみます。

すべての都道府県本部が、今まで掲げてきた自主目標の達成をめざし、会員拡大に奮闘しましょう。

新会員を迎えることで同盟内に活力をみなぎらせ、第33回全国大会を成功させ、中央・都道府県本部・支部の体制強化と役員・活動家の若返りをはかりましょう。引き続き、二年後の次期大会をめざし、会員拡大運動を発展させましょう。

③同盟活動を発展させるうえで、地域に密着して活動する支部の確立と活動強化は、決定的に重要です。市区町村ごとに、点在する同盟会員を支部に組織し、毎月定例の会議を開き、同盟の方針を具体化し、支部ニュースを発行するなど、地域で系統的に活動できる支部体制を確立するために力を入れましょう。

## 4、「平和のための戦争展」と8・15宣伝

全国各地で開催されている「平和のための戦争展」は、アメリカのイラク侵略反対、自衛隊のイラクからの撤兵、憲法九条守れ、基地反対などの要求を掲げて開催され、戦争を知らない若い世代に感銘をあたえています。同盟は、その参加団体の一翼をにない「戦争に反対した人々」のコーナーを設け、治安維持法に抗して闘った先達を顕彰する展示などもすすめて、「戦争展」を成功させましょう。

8・15「終戦記念日」のいっせいの宣伝行動を成功させましょう。

## 5、全国ブロック会議 全国女性交流集会の成功を

### ①全国九ブロックで成功を

昨年の全国ブロック会議では、東北ブロックでの七〇名参加など、地域に密着して活動をすすめてきた支部役員、活動家の参加が増え、情勢と同盟の現状をふまえた内容の濃い討議が交わされました。

同盟は、「九条の会」発足以後全国各地で『憲法九条守れ』の運動の先頭に立ってきました。この間の活動の教訓と運動の到達を踏まえ、今日の情勢にふさわしく、侵略戦争と治安維持法弾圧の歴史を語りついでいく必要が強調され、郷土の犠牲者、先覚者の顕彰活動の重要性、五〇万署名達成の意義、焦眉の課題となっている同盟の会員拡大の必要性などが討議されました。

これらの教訓のうえに立ち、県本部の活動家とともに地域支部の役員、活動家の参加を増やし、ブロック会議を成功させよう。

## ②第18回全国女性交流集会の成功を

昨年は、二九都道府県から七五名が参加し、祖父江昭二氏の記念講演「近代日本文学と中国」が参加者に感銘をあたらえました。

治安維持法犠牲者の松崎濱子さん、水谷安子さん、市吉澄枝さん犠牲者の遺族の内村千尋さんの戦前の体験や思いを語り感動をよびました。集会では、憲法を守り、女性の人権を守る闘いの先頭に立っている姿も交流され、若い親子の参加、女性会員を拡大しているところなどから発言され、女性部活動に対する確信が表明されました。今年も女性部未組織の県本部からの参加にも努力し、全都道府県からの参加をめざします。また、二年後に迎える二〇回目の交流集会までの展望と具体的などりくみの検討を深め、二〇周年にふさわしい運動を発展させるため奮闘します。

## 6、旺盛な同盟活動を支える財政基盤の強化を

前大会以後、同盟活動の多面的発展のなかで、財政支出が増大し、〇四年度は大幅な赤字、〇五年度は辛うじて黒字となりました。

各都道府県でも、財政困難に陥っている所もあります。これを克服するため、

①一万六〇〇〇人会員拡大目標をやりとげ、財政力を強化します。  
②会費一〇〇%納入をめざし、奮闘します。  
③賛助会員を増やします。

④年末のカンパと「不届」名刺広告を増やします。

⑤『治安維持法と現代』、各種報告集、単行本、その他出版物、デオ(DVD)などの普及と代金の一〇〇%納入をめざします。

⑥県本部財政の健全化にとりくみます。中央は、賛助会費の上納廃止。「不届」名刺広告・『治安維持法と現代』などの地方還元金を増やします。

## 7、民主団体との共闘をひろげよう

同盟は、治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を要求し、「再び戦争と暗黒政治を許さない」立場から全国革新懇、安保放棄中央実行委員会、憲法改悪阻止各界連絡会議など平和・民主団体、戦後賠償要求諸組織との共闘をひき続き強めます。

## 8、情勢にこたえる同盟の強化のために

(1) 統一地方選挙戦、参院選をたたかい、いよいよ憲法改悪とのたたかいのなかでの同盟の歴史的使命が問われています。この期待にこたえ、同盟を質量ともに強化し運動を発展させることはわが同盟に課せられた大きな任務です。

同盟中央は、多くの会員や広範な支持者にこたえるにふさわしい体制を整え、首都圏はじめ全国での同盟強化、戦後補償運動、治安維持法犠牲者の調査、国際連帯活動、組織・財政活動を強化するとともに、とくに前大会以来、規約改正についての検討・討論は、今後全国的にも組織し、次期大会まで続行します。

(2) 来年は同盟創立四〇周年に当たり、同盟運動の意義と役割の普及をめざし、実行委員会を作り記念行事を行ないます。

注・本方針案は参議院選挙戦中の作成のため、選挙後の情勢については大会三日に若干補強の予定があります。



# 「靖国派」安倍政権に反撃を! 会員拡大で同盟全国大会を迎えよう

## 同盟発展の源泉

鳥取県 草刈 司

戦前回帰を策動する安倍政権のもと、同盟組織の建設強化は、県同盟にとって避けて通れない課題の一つです。

この間、県同盟は会員拡大を「同盟運動発展の源泉」と位置づけて、先の全国大会(二四八〇)から六月末までに九六人を拡大し、来る全国大会目標三三五人を達成、七月一日現勢が三二九人となりました。これは会員拡大を運動の要として、毎月の常任理事会で到達点を明確にし、時に「月間」を設定し、必要に応じて拡大支援オルグを派遣する。女性部も自主的に毎月の世話人会で対象を決め、いつ、誰が勧めるかと追求し、「支部女性部づくり」と結んで支援オルグするなど全支部が成果をあげました。この間、映画「時代を撃て多喜二」や「日本の青空」を下映、顕彰活動なども力になりました。情

勢が情勢だけに「真剣に訴えればこたえてもらえぬ」というのが実感です。全国一万人六千会員へさらに力をつくす決意です。

## 全国大会にむけて

愛知県 水野晃治

会員拡大は前大会比五二の純増で、入会七五、退会二三、死亡八転出二となっています。取り組みでは尾西支部が山宣碑・伊藤千代子碑を訪ねるツアーを成功させ、国民救援会との協力を強め、岩田義道の学習などと結びつけて拡大しています。また知多の会員一さんが日頃のつながりを生かして一気に二二名を拡大するなど、貴重な教訓を生んでいます。一方、県本部の署名目標は達成していませんし、停滞している支部や会員拡大に見合う支部結成、戦争展の成功をめざすなど重大な情勢にこたえるため、次期会員拡大目標をブラス五〇(県本部四五〇)とし大会までに二〇人以上をやりぬこうと心に期しています。

# 安倍自公政権の戦争への道

## 8月15日は「終戦記念日」です

# 力をあわせて ストップを!

### 「美しい国」どころか 恐ろしい国へ

### なぜいま憲法改定?

アメリカのように戦争できる国にするために、憲法九条を改定。自衛隊や公安警察は国民の声や動きを監視し、言論・表現の自由を抑えにかかっています。



写真上・1931年9月神岡演習、満州へ派遣  
写真下・2年後、通骨となって帰国

### 子どもたちの教育もあぶない

お国のために命をささげる人つらのために、学校では「愛国心」を押しつけ、日の丸・君が代に反対すると処罰されます。

### 再び戦争と 暗黒政治を許さないために

わたくしたちは、戦争に反対し国民のくらしをまもった人びとの足跡を世に伝え、平和と人権が尊重される社会をめざして運動をつけています。思いを新たに力をあわせて安倍自公政権の戦争への道をストップさせましょう。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

東京都文京区湯島一丁目四番地 平和と希望センター  
FAX 03(5842)6462

ホームページ <http://www17.plala.or.jp/chian>

「8月15日」終戦記念日の「つ」見本です。



頭彰碑  
探訪

# 警察で虐殺された 高橋とみ子の墓

小林多喜二が虐殺された翌年の一九三四年九月から十一月にかけて、六〇名が検挙されるという大弾圧が宮城県下を襲った。高橋とみ子もこの時仙台警察署に検挙され、その後、県北部の中野田(なかにい)に署に移され、十一月二十一日拷問によって命を奪われた。享年二五歳。

とみ子は一九〇九年十一月二十五日仙台市で生まれ、県立第二高等女学校を卒業した後尚綱(しようけい)女学院(伊藤千代子も学んだ)専攻科に進んだ。卒業後兄

の影響もあってプロレタリア美術家同盟、共産青年同盟などで活動。仙台市内の片倉製糸工場の女工たち洋裁を教えながら全協の組織活動にあたりついでいる中で犠牲になった。警察は「自殺」と発表した。遺体を引き取りに行つた父雄吉は、傷だらけの娘を見て「こんな体では受け取れない」と抗議したという。

高橋家の菩提寺である仙台市青葉区北山の秀林寺に葬られたが、雄吉は「とみ子の仲間が来たとき可哀想だ」と、小さな「とみ子の墓」を建てたが、



墓はその後高橋家の墓に改葬された。毎年十一月、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の呼びかけで、墓前祭がおこなわれている。(宮城県本部・根本京子)

## 追憶・同盟と宮本顕治さん

治安維持法犠牲者としても象徴的な宮本顕治さんは、私たち同盟にとつて、創立以来、親愛と好意を示され、大会や機関紙「不屈」の節目の記念号の時には、しばしば連帯と励ましメッセージを寄せられました。

宮本顕治さんの訃報に接して追想の一つは、戦前戦後を通じて日本共産党と宮本顕治さんを執拗に誹謗中傷し国民との離間をはかった「スパイ査問事件」、この事件の正義と真実を解明した宮本顕治さんの不屈の公判闘争です。

岩田義道や小林多喜二の虐殺、野呂栄太郎の獄死など、かけがえのない日本共産党の主要な幹部迫害のかけに、特高警察から党内に送りこまれたスパイの暗躍がありました。一九三三年十二月、そのスパイを摘発し、査問中にスパイの一人が急死する不幸な事態が起きました。特高警察は、謀略をめぐらし「スパイ・リンチ殺人事件」と捏造、宮本顕治さんをはじめ査問関係者を逮捕し、はげしく拷問を

加えるとともに、国民に日本共産党への恐怖をおおったのです。

「品位にみちた雄弁というものが、いかに客観的具體性に立つものかを痛切に学ぶ。彼は一つも自分のために弁明しない。ただ事実を極めて的確に証明してゆく。こうして私は事実はいかに語られるべきものかああ私もああいうふうに語れたら。」(一九四四年九月十四日第五回公判を傍聴した宮本百合子さんの日記の一節)

治安維持法関連裁判では、弁護士の弁論も治安維持法違反で処罰される暗黒裁判の状況下、宮本顕治さんは百合子さんに依頼して、当時最も権威のある法医学書二冊を入手、獄中で読破します。公判の被告人陳述で法医学分析の見地から、堂々と査問の正当性と、不幸な事態の発生は、本人の特異体質か内因性のショック死と主張して、「リンチ殺人事件」は虚構と論破したのです。

逆境にあつてなお正義と真実を追い求めた宮本顕治さんの不屈性は、広く解放運動の血肉となつて生きています。(元)

## 抵抗の群像

## 農民運動にささげた

## 桜井十一の生涯

## 治安維持法違反県内第一号

桜井十一は、岐阜県墨俣町上宿の中農の家で、一九〇四(明治37)年に生まれた。

当時、墨俣には中部農民組合の支部があり、小作争議が闘われていた。

彼は、この影響で組合に入り青年部員として活動するなかで、組合の書記として活動したが、右派によりの書記を追われた。二十一歳のときであった。

彼はそれと前後して政治研究会岐阜支部を組織し、一九二五(大正14)年大山郁夫を呼んで発会式をあげている。支部事務所は岐阜市内の千手堂にあった。また「無産新聞」岐阜支局を確立し、二〇〇部の読者を持つにいたっていた。

さらに日本労働組合評議会岐阜一般労組の創立、無産青年同盟岐

阜支部の結成等で大きな役割を果たした。

一九二九(昭和4)年四・一六弾圧で桜井ら三十余名が一斉検挙されたが、一ヶ月余で釈放された。その後も、農民組合に青年部を結成し、争議を指導した。

主なものは、①揖斐郡小島村、一色村、稲葉郡茜部村、羽島郡小熊村、安八郡川並村、和合村等の小作争議。②岐阜区裁判所での米請求十七件、原告十七名、被告六十四名。土地明け渡し三十三件、被告八十三名。③大垣区裁判所での米七件、被告十名、土地明け渡し八件、原告九名、被告十三名等。桜井はこの闘争を通じて階級支配の本質を暴露して、農民の階級の自覚を高めながら要求実現のため活動した。

また学習活動でも熱心に取り組み、一九三〇(昭和五)年九月、

岐阜市高野町の組合本部で組合の講習会を開き、六回の講習会に八六名、翌年には四回の講習会に三四六名が参加している。桜井は支那問題を担当していた。

また「赤旗」の非合法配布を担当し、ほかに「新興教育」「プロレタリア科学」「ナツプ」「農民闘争」「無産労働組合」「インターナショナル」「戦闘的無神論者同盟」等の出版物も配布していた。

当時、岐阜の特高警察は「赤旗」が配布されていることを知らず、その後名古屋から「赤旗」の配布がバレて、愛知の特高が岐阜へ手を伸ばし、一九三二(昭和6)年二月、桜井らが検挙され、名古屋築地署に不法拘留された。

名古屋では数ヶ月、岐阜各務原署で数ヶ月とタライ回しされ、三回の公判から、治安維持法違反で懲役三年執行猶予五年の刑を受けた。桜井は、その後も獄中で闘い、非転向を貫いた。

彼が獄中から同じ岐阜県同志伊藤幸雄と取り交わした獄中書簡

は、彼の闘志と人間味がよく出て

いる。

「親愛なる同志  
十九日付けお手紙正に拝見、突然に元氣な何時に変わらぬ兄の面に接した折の懐かしさ、僕とてやはり平常ではあり得なかつたのだ。

一中略一簡単ではあるが今日佐野、鍋山の主張を聞いた。彼等が何故あんな間違いの余りにもハッキリした事を言い出したのだろうか? 自分には反対というより不思議に堪えぬ。とても暑いむせかえるようだ。一下略一(昭和七年十一月十五日)。」

「去る十四日早朝、ついに表記の所へ移送された。三人でピストル持参、自動車ぶつ通しという物々しさ。三ヶ月ぶりで見た社会。何より稲田を見た時堪えられない位懐かしい気がした。一上略一(昭和八年七月二十六日名古屋千種馬走、鷹見町刑務所)。」

彼は服役中結核に冒されて出獄し、昭和十五年結婚したが、一九四五(昭和20)年三月十二日、終戦に先立つ半年前、四十三歳で生涯を閉じた。(岐阜 神戸 照)

同盟歌壇

碓田のぼる選

静岡県 江川 佐一  
くり返しそぼ降る雨を気にもとめず蜘蛛は巣づくろ網渡りして

〔評〕人間の生きる問題を重ねながら作者は蜘蛛を見ている。

和歌山県 中本 喜祥

介護難民といわれるわれも一人にて明方の夢でデモをしていた

〔評〕発達した資本主義国の日本でのこの「難民」への怒り。

東京都 若林 義文

中国の「北・中・南」支を縦断する関東軍の兵は餓死せり

〔評〕旧陸軍の精鋭と言われた関東軍兵士のあわれみである。

新潟県 加茂川ハル子

大正の男の笑顔は恥なのか我のみ笑顔の夫との写真

〔評〕夫のことを、かく歌いながら妻の心はやさしいのである。

岐阜県 和田 昌三

梅雨入りと宣伝されし次の日より三十度前後の快晴続く

〔評〕さりげなく歌いながら気象予報のはずれを皮肉っている。

東京都 すゞ木すみ江

入院の夫を見舞いに行く坂は／梅・桜・白き木蓮・ばら・つつ

じ／くちなしの残花、いまは紫陽花

〔評〕自由律の歌。花の名をたらねて夫の長い入院を嘆くか。

宮崎県 天水 貞照

若いひとみ真剣に聞けば戦争を語りゆくわれもまた熱くなる

〔評〕戦争体験を若い人に伝えてゆくとらくみの「コマ」である。

福井県 元山章一郎

骨折の妻に代わりて家事しごと老ろう介護梅雨空の日び

〔評〕予期せぬ妻の骨折に、家事や介護で気の重い梅雨とき。

東京都 山崎 元

改憲の発議にかかわる議員ゆえ選挙公約念入れて読む

〔評〕「改憲」の問題の本質をたらねてつぎつめようとしてくる。

「治安維持法と現代」  
春季号を読んで

吉岡論文を学習し30部普及

北口吉治

常任幹事会で、本誌の吉岡論文「戦争と治安維持法を踏まえて戦後の日本を見る」を学習。その中で話し合われたのは、戦後のレッドパーズについての名誉回復はどうなっているのか、どの団体が運動体として進めているのか、などの意見が出されました。吉岡論文では、破防法の成立と反共主義の根本が理解できる。自衛隊の国民監視活動の危険性は、戦前の憲兵の活動であり断じて許せない。その危険性についての討議が深まり、過去最高の三十部を普及しました。(石川県本部会長)

いま「靖国派」の思想や政治と闘う上で本誌は、時宜に適した編集と内容で、大いに力になる雑誌である。本誌の吉岡さんの論文は、いまも生き続けている治安維持法的な仕組みの実態と、それを打破していく方向も提起され大変勉強になった。また、緒方さんの多喜二をめぐる国際的な評価の話をはじめ「実証・治安維持法事件」は興味と情熱をかきたてられる内容である。(宮城県本部事務局長)

憲法九条を守る運動の大きな力

今崎弘幸

本誌の、吉岡古典氏の論文を読み、侵略戦争の本質と美相、治安

維持法で弾圧されながら命がけで反戦・平和のために闘った先覚者の役割を学ぶことの重要性を改めて認識しました。安倍内閣と、自民・公明与党が再び戦争と暗黒政治への道を国民に押し付けようとしているいま、正しい歴史認識と、先駆者のたたかいを多くの人に広げ、憲法九条を守る運動を国民的に広げることが急務。ことに若い人たちの間で学習を進めることが大切です。(島根県石見支部)

時宜に適した編集と内容

大沼耕治

いま「靖国派」の思想や政治と闘う上で本誌は、時宜に適した編集と内容で、大いに力になる雑誌である。本誌の吉岡さんの論文は、いまも生き続けている治安維持法的な仕組みの実態と、それを打破していく方向も提起され大変勉強になった。また、緒方さんの多喜二をめぐる国際的な評価の話をはじめ「実証・治安維持法事件」は興味と情熱をかきたてられる内容である。(宮城県本部事務局長)

中国ツァーの見どころ

# 山西そして平遥

根本智男

現在の「中華文化」は、黄土大  
地・黄河中流域・万里の長城内に  
誕生した漢民族文化がシルクロ  
ードを通じての西方文化と北方民族  
文化の影響を受け発展した複合豆  
化です。山西は北方文化を受け入  
れルートであり窓口であったこと  
から中華文化が開花した地。山西  
省は「古代建造物の博物館」とも  
言われています。

中国の歴代王朝の半分は北方民  
族政権でした(清朝「満州族」。  
清代以外、漢民族政権から北方政  
権へ移行時の戦いの主要戦場は山  
西の黄土大地上であった。このこ  
とから山西は漢民族と北方の少数  
民族との交流・交易の地(平遥・  
太原・大同)として栄えました。  
今でも山西人は「商売上手の山西  
商人」の称号を得ています。日本

の近江商人、大阪商人と同意語。

平遥は晋(紀元前一五〇年)に  
北に対する軍事拠点(砦)として  
造られ、明代には現在の城壁(周  
囲25キロ)が構築され、城内に民  
家が建築されました。中国でも完  
全に数少ない明代の城壁と同居遺  
産であるとしてユネスコに「世界  
文化遺産」として登録されていま  
す。ここへの外国人観光客の訪問  
はここ数年増加の一途で、訪問す  
れば「中華文化の粋」を知ること  
ができるでしょう。また平遥に  
は侵略日本軍(第五師団師団長・  
板垣征四郎)による傷跡も残って  
います。

## ▽奇贈された図書

「和歌山県の治安維持法犠牲者」

和歌山県本部

## 訂正とお詫び

●七月号の「紹介議員一覧」中、  
「衆議院 自民党 田村公平」は参  
議院の誤りです。

●七月号の「顕彰碑」中、刈田ア  
サノさん検査の年は一九三二年は  
誤りで正しくは一九三三年です。

## 故宮本顕治さんを弔問

七月二十六日、同盟神戸会長代  
行はじめ中央三役が日本共産党本  
部を訪れ弔問しました。また同盟  
有志が弔問しました。

## ビョ「戦争に反対した人々」

教職員・学者らの平和教育研究  
団体による作品です。命をとして  
治安維持法弾圧下に侵略戦争に反  
対した人々の業績を豊富な写真・  
資料を駆使して、戦後憲法に受け  
継がれていることを感動的に伝え  
てくれます。会員学習、憲法学習  
に最適です。三〇分。一本三千円。  
申込みは中央本部へ。

## 事務局日誌

- 7月6日 国際人権活動日本委  
員会幹事会
- 7月9日 日本国際法律家協合理  
事会
- 7月17日 中央本部、国際部会
- 7月26日 中央三役会議
- 7月27日 中央常任理事会
- 7月27日 9条世界会議実行委

●特別寄稿「戦争と治安維持法を踏まえて戦後の日本を見る」＝吉岡吉典

# 『治安維持法と現代』

2007年  
春季号



【主な内容】「改憲の略奪狙う『改憲手続き法案』」＝金子勝、「教育基  
本法改悪阻止闘争が築いたもの」＝東森秀男、「小林多喜二の国際的評  
価－魯迅、ロマン・ローラン、エミール・ゾラ」＝緒方靖夫、『田中サ  
ガヨ獄中から『チリ紙』に書かれた手紙』＝岡藤和代、「戦前の教育運動  
(島根・神奈川)など、「知は力」学習の好材料がいっぱいです。  
A5版、定価1000円、送料210円、各都道府県本部でお求めを。

企画・編集 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟